（更正決定の方式）

第四十六条　更正決定は、裁判書の原本及び正本に付記しなければならない。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、裁判書の原本及び正本への付記に代えて、決定書を作成し、その正本を当事者に送達することができる。

（和解条項案の書面による受諾）

第四十七条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百六十四条の規定により当事者間に和解が調ったものとみなされたときは、裁判所書記官は、和解条項案を受諾する旨の書面を提出した当事者に対し、遅滞なく、和解が調ったものとみなされた旨を通知しなければならない。

［新設］

（費用額の確定処分の方式）

第四十八条　裁判所書記官は、損害賠償命令事件に関する手続費用又は和解の費用の負担の額を定める処分をするときは、処分の内容を記載した書面を作成し、当該書面に記名押印しなければならない。

［新設］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等・法第四十四条等）

第四十九条　［略］

2　第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

3　第五十三条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

［新設］

（再抗告等を提起する場合における費用の予納）

第五十条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告を提起するときは、抗告状の送達に必要な費用のほか、抗告提起通知書及び抗告理由書の送達、裁判の告知並びに抗告裁判所が記録の送付を受けた旨の通知に必要な費用の概算額を予納しなければならない。

［新設］

2　前項の規定は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十七条第二項の申立てをする場合について準用する。この場合において、前項中「抗告提起通知書」とあるのは、「抗告許可申立て通知書」と読み替えるものとする。

（抗告提起通知書の送達等）

第五十一条　法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十条の抗告又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第一項の抗告の提起があった場合においては、抗告状却下の命令又は法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十一条において準用する同法第三百十六条第一項第一号若しくは法第四十五条において準用する民事訴訟法第三百三十六条第三項において準用する同法第三百十六条第一項第一号の規定による抗告却下の決定があったときを除き、当事者に抗告提起通知書を送達しなければならない。

［新設］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式・法第四十条等）

第三十五条　［同上］

［新設］